

新潟市地域医療推進会議開催要綱

(開催の目的)

第1条 新潟市における持続可能な地域医療提供体制の構築に向けた施策や取組を推進するため、新潟市地域医療推進会議（以下、「推進会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 新潟市における持続可能な地域医療提供体制の構築に関すること。
- (2) 前号の実現に向けた施策や取組に関すること。
- (3) その他会議が必要と認めること。

(委員構成)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療関係団体機関の代表者
- (3) 介護事業関係機関の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。ただし、専門知識、経験等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者は、この限りではない。

3 関係行政機関の職員である委員の任期は当該職員にある期間とする。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議の進行を行う。

3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第6条 推進会議は、専門的な課題等について意見を聴取するため、専門部会を開催することができる。

(委員の代理)

第7条 市長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関又は団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、保健衛生部地域医療推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。